（収益認識に関する注記）
当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。
⑴　収益の分解情報
教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属診療所の診療による附属診療所収益70,651,248円です。
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（貸借対照表）
１．運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額　116,491,525円
２．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当相当額　1,053,852,091円
３．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属診療所の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属診療所に関する借入金の元金償還額の累計　33,541,015円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　0円
利益剰余金に与える影響額（差引き）　33,541,015円
②　国立大学法人等が獲得した附属診療所収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　25,702,778円
③　国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる未収附属診療所収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　9,500,516円
④　国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　3,854,588円
72,598,897円

（キャッシュ・フロー計算書）
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金　596,677,983円
資金期末残高　596,677,983円
２．重要な非資金取引
⑴　寄附受による資産の増加　5,716,868円
⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得　147,485,825円

（退職給付に係る注記）
１．採用している退職給付制度の概要
当法人は、一部の教員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与期間と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
２．確定給付制度
⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金　15,921,485円
退職給付費用　2,947,226円
退職給付の支払額　△5,847,638円
期末における退職給付引当金　13,021,073円
⑵　退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用　2,947,226円

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
本学は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。
資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、Ａ格以上の社債を保有しております。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、余裕金運用細則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を役員会等において報告しています。
２．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収附属診療所収入及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。　（単位：円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
⑴　有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	400,000,000	358,080,000	△41,920,000
⑵　減価償却引当特定資産（※２）	84,500,000	84,500,000	—
⑶　長期未払金（※３）	(163,368,542)	(161,273,118)	(△2,095,424)

（※１）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（※２）　減価償却引当特定資産には、預金84,500,000円が含まれております。
（※３）　一年以内支払予定のリース債務（未払金）については、長期未払金に含めて表示しております。
（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券及び有価証券
社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

減価償却引当特定資産
減価償却引当特定資産については、預金で構成されています。預金は帳簿価額をもって時価としております。

長期未払金
時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。